

報道機関配付資料 安城市

件名 市内公共施設や窓口でのキャッシュレス決済導入について

令和6年9月25日

地区公民館やスポーツセンターなど市公共施設の施設使用料等の支払いについて、多様な決済方法に対応した「キャッシュレス決済」を導入いたします。

記

1 開始日

令和6年10月1日（火）

2 決済サービス

クレジットカード、電子マネー、QRコード

3 対象施設及び対象料金

別紙のとおり

4 注意事項

一部対応できない料金（コピー代、回数券購入、粗大ごみ処理券等）があります。

問い合わせ 安城市役所 デジタル推進課

デジタル推進係

電話（直通） 0566-71-2207



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



安城市LINE
公式アカウント
友だち募集中

10月1日から



市内公共施設 や 窓口で キャッシュレス決済 ができるようになります！

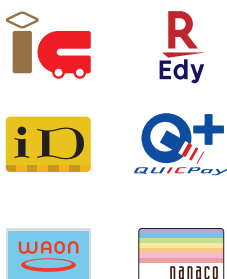
詳細は
こちら

利用できる決済サービス

クレジットカード



電子マネー



QRコード



利用できる場所と料金

へきしんギャラクシープラザ	ホール、楽屋、会議室等に係る使用料
地区公民館(明祥公民館を除く)	公民館に係る使用料
明祥公民館	明祥公民館・明祥福祉センターに係る使用料
青少年の家	青少年の家に係る使用料
東祥アリーナ安城・市スポーツセンター	体育施設使用料(ICカード、回数券、券売機購入分は除く)
アンフォーレ(2階)	利用者カード再交付手数料、南古作品等売払代金
アンフォーレ(3階)	図書情報館に係る会議室等使用料
総合斎苑	総合斎苑施設に係る使用料(ペットのみ)
安城駅西駐車場(東棟)管理事務所	市有料駐車場の定期駐車料金
市民課(本庁舎1階)	戸籍・住民票・印鑑登録・税証明等の各種証明発行手数料
証明・旅券窓口センター(アンフォーレ1階)	
北部、桜井、明祥支所	
建築課(北庁舎3階)	建築確認等申請手数料及び開発許可等申請手数料等

注意事項

- 支払い方法は1回払いのみ
- 各種電子マネーへのチャージは不可
- 一部対応できない料金(コピー代、回数券、粗大ごみ処理券)有

